５　試験結果の記載方法

占有周波数帯幅は「上限周波数」及び「下限周波数」の差として求め、kHz単位で記載する。

六　［略］

七　［略］

八　［略］

九　副次的に発する電波等の限度

［１　略］

２　測定器の条件等

［⑴　略］

⑵　副次発射の振幅測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数　　探索された副次発射周波数

探索された副次発射周波数	分解能帯域幅
30MHz以上710MHz以下	100kHz
710MHzを超え900MHz以下	１MHz
900MHzを超え915MHz以下	100kHz
915MHzを超え930MHz以下	100kHz
930MHzを超え1,000MHz以下	100kHz
1,000MHzを超え５GHz以下	１MHz

ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度

Ｙ軸スケール　10dB／Div

掃引モード　　単掃引

検波モード　　サンプル

［３～６　略］

十　［略］

十一　［略］

十二　［略］

［第二・第三　略］

［**別表第二十一**　略］

別表第二十二　証明規則第２条第１項第８号に掲げる無線設備の試験方法

［第一・第二　略］

第三　平成元年郵政省告示第42号第１項第３号に掲げる無線設備

［一　略］

五　［同左］

六　［同左］

七　［同左］

八　副次的に発する電波等の限度

［１　同左］

２　測定器の条件等

［⑴　同左］

⑵　副次発射の振幅測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数　　探索された副次発射周波数

探索された副次発射周波数	分解能帯域幅
30MHz以上715MHz未満	100kHz
715MHz以上945MHz以下	１MHz
945MHz以上1,000MHz未満	100kHz
1,000MHz以上５GHz未満	１MHz

ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度

Ｙ軸スケール　10dB／Div

掃引モード　　単掃引

検波モード　　サンプル

［３～６　同左］

九　［同左］

十　［同左］

十一　［同左］

［第二・第三　同左］

［**別表第二十一**　同左］

別表第二十二　証明規則第２条第１項第８号に掲げる無線設備の試験方法

［第一・第二　同左］

第三　［同左］

［一　同左］